



三重県公報

令和2年6月16日 (火)

第 115 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
56	物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則	(出 納 局)	2
告 示			
379	三重県情報公開条例第31条第1項の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	(情 報 公 開 課)	2
380	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
381	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
382	保安林の指定を解除する旨	(治 山 林 道 課)	3
383	同件	(同)	4
384	保安林の指定をする予定である旨の通知	(同)	4
385	同件	(同)	4
386	同件	(同)	5
387	都市計画事業の認可	(都 市 政 策 課)	5
388	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	6
389	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	6
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	7
共 済 組 合 公 告			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく令和元年度決算の要旨	(市 町 行 財 政 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(食 品 安 全 課)	10

規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年六月十六日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十六号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年三重県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第十条（略）</p> <p>（複数落札入札制度による場合の予定価格の決定）</p> <p>第十条の二 特例政令第十条第一項の規定による競争入札に付する場合の予定価格は、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもつて定めなければならない。</p>	<p>第十条（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 379 号

三重県情報公開条例第 31 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 14 年三重県告示第 181 号）の一部を次のように改正します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「公益財団法人三重県体育協会」を「公益財団法人三重県スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

三重県告示第 380 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 26 日 第 45 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重斗セキ販売株式会社	代表取締役社長 松田 英明	津市垂水字中境 499 番地

3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
前川 温	■■■■■■ ■■	玄米	K2320047

三重県告示第 381 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 11 日 第 42 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社伊藤牧場	代表取締役 伊藤 英雄	津市一志町高野 1168 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
伊藤 浩基	■■■■■■ ■■	玄米	K242004535

7 登録の更新日

令和 2 年 6 月 8 日

三重県告示第 382 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥羽市答志町字城山 311 の 1（次の図に示す部分に限る。）、311 の 3、311 の 5 から 311 の 8 まで、317 の 6、317 の 7

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

第 2

1 解除に係る保安林の所在場所

鳥羽市答志町字城山 311 の 1（次の図に示す部分に限る。）、311 の 3、311 の 5 から 311 の 8 まで、317 の 6、317 の 7

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 383 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥羽市答志町字城山 311 の 9、317 の 10 から 317 の 12 まで
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
漁港施設用地とするため

第 2

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥羽市答志町字城山 311 の 9、317 の 10 から 317 の 12 まで
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
漁港施設用地とするため

三重県告示第 384 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市金山町字松ノ本 2108、字舟越 2115 の 3
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 385 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊野市飛鳥町佐渡字西セト 754、754 の 1、755
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 386 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

熊野市飛鳥町大又字池田 1134 の 1、字楠ノ平 1140

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 387 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施行者の名称

津市

2 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画道路事業

3・4・21 号 雲出野田線

3・4・74 号 半田久居線

3 事業施行期間

令和 2 年 6 月 16 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

三重県津市半田字口中面、字奥蓮池、字長峯、字尺目、字松ヶ枝、字稗原及び字五反田地内

(2) 使用の部分

なし

三重県告示第 388 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社百五銀行	亀山支店関プラザ出張所	亀山市関町木崎 588 番地	令和 2 年 6 月 29 日
	鶴方支店波切プラザ出張所	志摩市大王町波切 3939 番地の 7	

三重県告示第 389 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	関支店	亀山市関町木崎 588 番地	亀山市北町 5 番 25 号（亀山支店内）	令和 2 年 6 月 29 日
	波切支店	志摩市大王町波切 3939 番地の 7	志摩市阿児町鶴方 2982 番地の 2（鶴方支店内）	

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）

退任理事

鈴鹿市深溝町 1388 番地の 1	西 村 十四昭
〃 〃 2699 番地の 2	名 村 一 宏
〃 〃 4276 番地の 2	館 隆 克
〃 〃 1659 番地	仲 村 慈 郎
〃 〃 2971 番地の 5	湯 浅 久 生
〃 〃 1510 番地	館 純 一
〃 〃 1782 番地	酒 井 敏 信

就任理事

鈴鹿市深溝町 2693 番地	名 村 英 一
〃 〃 1720 番地	館 唯 光
〃 〃 1647 番地の 2	近 藤 剛
〃 〃 1739 番地の 1	柴 田 勝 美
〃 〃 1644 番地の 1	館 伯 彦
〃 〃 418 番地の 2	酒 井 春 夫
〃 〃 3144 番地の 48	湯 浅 国 章

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、深溝土地改良区（鈴鹿市深溝町 1560 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

共 済 組 合 公 告

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告します。

令和 2 年 6 月 16 日

三重県市町村職員共済組合理事長 櫻 井 義 之

(単位：千円)

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (カンベンホテル志摩)	貯金	貸付	物資
収入												
負担金	6,373,798	17,265,538	899,279	133,903			236,735	226,287				
掛金	6,455,144	10,956,351	899,269					221,316				
施設収入・商品売上									22,157			1,073,863
利息及び配当金	312				1,695	28,898	83	77	280	599,306	108	
その他の収入	689,004						104,931		54	1,229	18,250	18,706
他経理から繰入							46,143		10,000			
前年度支払準備金	823,617											
計	14,341,875	28,221,889	1,798,548	133,903	1,695	28,898	387,892	447,680	32,491	600,535	18,358	1,092,569
支出												
給付	5,588,796											
役員給与							140,423	22,192		4,456	17,175	13,753
旅費・事務費							18,734	1,296	127	2,138	673	1,892
商品仕入												1,047,414
飲食材料費												
委託費							16,232	6,841	990	8,938	2,633	2,909
支払利息					1,695	28,898				507,103	1,694	1,162
前期高齢者納付金	2,643,703											
後期高齢者支援金	2,613,561											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	252											
介護納付金	1,274,873											
連合会払込金	980,268	28,221,889	1,798,548	133,903			124,923	5,059			1,066	
他経理へ繰入	46,143							10,000				
その他の支出	5,755						53,374	370,175	55,831	1,714	5,114	21,161
次年度支払準備金	838,074											
計	13,991,425	28,221,889	1,798,548	133,903	1,695	28,898	353,686	415,563	56,948	524,349	28,355	1,088,291
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	350,450						34,206	32,117	△24,457	76,186	△9,997	4,278

(単位：千円)

貸借対照表の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (オムニベール志摩)	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	4,107,241	1,685,481	113,097	852	72,995	494,975	1,084,005	570,634	4,298,016	16,538	307,894
	固定資産				93,000	16,083,630	25,818		945,881	47,674,744	1,350,049	
	繰延資産											
資産合計	4,107,241	1,685,481	113,097	852	123,930	16,156,625	520,793	1,084,005	1,516,515	51,972,760	1,366,587	307,894
負 債	流動負債	563,465	1,685,481	113,097	852		13,591	34,607	554	50,768,236	433	20,995
	固定負債	838,074			123,930	16,156,625	118,172	11,709		1,008	150,387	189,758
	負債合計	1,401,539	1,685,481	113,097	852	123,930	16,156,625	131,763	46,316	50,769,244	150,820	210,753
資本剰余金									1,554,107			
資 本	利益剰余金又は 欠損金(△)	2,705,702					389,030	1,037,689	△38,146	1,203,516	1,215,767	97,141
	資本合計	2,705,702					389,030	1,037,689	1,515,961	1,203,516	1,215,767	97,141
	負債・資本合計	4,107,241	1,685,481	113,097	852	123,930	16,156,625	520,793	1,516,515	51,972,760	1,366,587	307,894

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和2年6月16日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県津市広明町13番地 三重県庁本庁舎内
- (5) 入札方法
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)の申請書等を7(6)の締切日時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を7(11)の締切日時までに提出してください。（(2)及び(3)にあっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書

- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 費用詳細内訳書（様式については落札候補者となった事業者のみに送付します。）
 - (5) 契約保証金の免除を希望する場合は、過去 3 年間の間に、今回の契約と同規模以上の契約を締結し履行した実績を示す証明書
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 調達説明書（仕様書）に記載の「提案書記入要領」に従い作成してください。
 - (2) 提出部数は、紙媒体 11 部（正本 1 部、副本 10 部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部とします。
 - (3) 原稿サイズは、A4 を基本（図表等で A4 では収まらない場合は、A3 を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね 100 頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
 - (4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
 - (5) 製本の編綴順序は、提案書記載依頼事項の項目順序のとおりに編綴してください。
 - (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 技術提案書の内容について、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。
 - (2) 提案内容について書面だけでは分かりにくい部分を補足するために行うものであり、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めません。また、入札参加者からの質問も認めません。説明を円滑に行うための資料の配布は認めますが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱いません。
 - (3) 聴取会に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。また、聴取会を辞退することは可能であり、辞退したことで失格になることはありませんが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがあります。
 - (4) 詳細は、7(8)に示す日程及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班 担当 加藤
電話 059-224-2254 ファクシミリ 059-224-2275
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県医療保健部食品安全課食品衛生班 担当 尾崎
電話 059-224-2343 ファクシミリ 059-224-2344
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 2 年 6 月 26 日（金）12 時まで調達システムにより提供します。
 - (5) 質疑等の提出締切日時
令和 2 年 6 月 19 日（金）17 時まで
- 〈結果回答〉
- 令和 2 年 6 月 24 日（水）17 時までに行います。
- ※ 本システムから質疑等を行い、回答を確認してください。
- ただし、紙入札等参加申請の承認を受けた者にあつては、提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（FAX 可）で質疑申請を行い、回答は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で確認してください。
- ※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(6) 競争入札参加資格確認申請書の締切日時

令和2年6月26日(金)12時まで

《結果通知》

令和2年7月6日(月)17時までに行います。

【提出方法】

ア 本システムにより参加する場合

参加資格受付期限までに本システムから申請してください。(案件状況一覧にある「資格確認」の「確認申請提出」ボタンから申請します。

イ 紙入札等参加申請の承認を受けたものが書面により参加する場合

「競争入札参加資格確認申請書(紙入札用)」に必要事項を記載し、書面にて提出締切日時までに次の場所に郵送又は持参により提出してください。

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班(担当:加藤)

(7) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時 令和2年7月6日(月)から同月14日(火)17時まで

イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県医療保健部食品安全課食品衛生班

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(8) 技術提案書聴取会の日時等

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和2年7月31日(金)予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め3名以内とします。

オ 新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、中止することがあります。中止する場合は、対面以外の方法により個別に説明を求めることがあります。

(9) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年8月3日(月)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和2年8月3日(月)15時

なお、入札書は令和2年7月27日(月)から同年8月3日(月)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班

案件名 食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務

(10) 開札の日時及び場所

日時 令和2年8月3日(月)15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療保健総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(11) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和2年8月11日(火)12時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(2)から(5)までの書類を契約事務担当所属に提出していただきます。

ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(12) 書面による入札書提出の要件及び手順並びに指定する郵便局

【要件】 I Cカードを発行する認証局に I Cカードの申込手続き中であつて、出納局に「紙入札等参加申請書」を提出し承認を受けたもの

【手順】

- ① 出納局へ紙入札等参加申請書を提出し、出納局の承認を受けてください。
- ② 事前に入札事務担当所属に、「書面により入札に参加する」旨の連絡を入れてください。その際に入札用の各様式(入札書等)の確認をしてください。
- ③ 7(1)の場所に競争入札参加資格確認申請書提出(紙入札用)してください。後日、結果通知書の送付があります。
- ④ 入札書提出は、入札書提出締切日時までに一般書留郵便又は簡易書留郵便により、入札事務担当所属が指定する郵便局へ局留郵便で送付してください。

【指定する郵便局】

※ 封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。(下記参照)

また、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、令和2年7月27日(月)から入札書提出の締切日時までの間に指定する郵便局へ到着するように投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(指定する郵便局の宛名)

- ・ 指定する郵便局の郵便番号 : 514-8570
- ・ 指定する郵便局の住所 : 三重県津市広明町13番地
- ・ 指定する郵便局 : 三重県庁内郵便局
- ・ 受取人 : 受取人「三重県医療保健部医療保健総務課予算経理班」
- ・ 案件名 : 食品衛生事務処理システム再構築及び運用保守業務委託入札書在中

(13) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札候補者の決定方法

落札候補者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価の合計点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Development of Food Hygiene Information Processing System

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 15:00 on Monday, August, 3rd, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July, 27, 2020 and 15:00 on Monday, August, 3rd, 2020.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 15:10 on Monday, August, 3rd, 2020.

(4) Managing Authority :

Food Safety Division, Food Hygiene Bureau, Department of Medical Health, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2343

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、400点を満点とする入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、「資料 4_別紙_評価基準表」に基づき提案内容の評価し、800点を満点とする「技術評価点」を与えます。

(3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合 「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合 当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

(4) 有効数字

価格点及び技術点の評価項目ごとに小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁目で四捨五入します。

2 入札価格の評価（価格評価点の計算方法）

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

「価格評価点」 $=400 \times (1 - X / K)$

X：入札価格（円）

※ 令和2年度から令和7年度までの年度別価格の総合計が入札価格となります。

K：評価基準額（円）

本件に係る評価基準額は、61,000,000円です。

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

3 提案内容の評価（技術評価点の評価方法）

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおり大分類を設定します。

1. 業務システム：業務の理解度、基本的な考え方及びソリューション
2. 機能要件：新システムに求める機能要件の実現度
3. 非機能要件：機能を実現するためのシステムの構成及びソリューション
4. 設計・開発・導入支援・運用・保守：入札者の設計・開発・導入支援・運用・保守能力に係る部分

(2) 配点方法

技術評価点の満点を800点として、次のように上記1～4単位に点数を配点します。

<配点設定>

1. 業務システム：80点（評価項目数：2項目）
2. 機能要件：160点（評価項目数：2項目）
3. 非機能要件：160点（評価項目数：2項目）
4. 設計・開発・導入支援・運用・保守：400点（評価項目数：10項目）

(3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～15点までの項目加重点を設定します。

ア 項目評価点の考え方

評価項目単位の採点は10点、5点、3点、0点の4段階で評価します。

A 基準点より優れた提案内容であれば、「10点」とします。

B 基準点：仕様書で想定している内容であれば、「5点」とします。

C 基準点より劣る提案内容であれば、「3点」とします。

D 記述のないものは、「0点」とします。

※ 技術提案書聴取会の内容を踏まえ、採点を行います。

※ 各委員が評価した点数を合計し、委員数で割った平均点を項目評価点とします。

※ 各評価項目で同点の入札者が 2 者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で 1 点加点又は減点します。

イ 「技術評価点」の計算

「技術評価点」は、以下の式で求めた調整後項目評価点の合計とします。

調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「資料 1_調達説明書」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 「資料 1_様式 1_入札金額内訳書」の各年度別見積額が、以下に示す各年度の支払限度額以内であること。

年度別支払限度額（消費税及び地方消費税を含みません。）

令和 2 年度 37,000,000 円

令和 3 年度 4,800,000 円

令和 4 年度 4,800,000 円

令和 5 年度 4,800,000 円

令和 6 年度 4,800,000 円

令和 7 年度 4,800,000 円

- (3) 「資料 4_別紙_評価基準表」の評価項目のうち、「実績」「その他」を除いた評価項目以外は、項目評価点がすべて 3 点以上であること。
- (4) 「資料 4_別紙_評価基準表」の評価項目のうち、「機能要件」、「システム基盤」、「運用・保守要件」、「体制」及び「スケジュール」の 5 項目について、項目評価点が 5 点以上であること。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
